

家庭用ガスセントラルヒーティング契約約款

令和8年4月1日 実施

本庄ガス株式会社

家庭用ガスセントラルヒーティング契約

目 次

1. 目 的	1
2. この選択約款の変更	1
3. 用語の定義	1
4. 適用条件	2
5. 契約の締結	2
6. 使用量の算定	2
7. 料 金	3
8. 単位料金の調整	3
9. 契約の変更又は解約	4
10. 設置の確認	4
11. その他	4
付 則	5
(別 表)	6
1. 料金及び消費税等相当額の算定方法	6
2. 料金表（家庭用ガスセントラルヒーティング契約）	7

1. 目的

この家庭用ガスセントラルヒーティング契約約款（以下「この選択約款」といいます。）は、床暖房を中心とした家庭用セントラルヒーティングシステムの普及を通じ負荷調整を推進しつつ当社の供給設備の効率的利用を図り、もって合理的、経済的なガス需給の確立に資することを目的といたします。

2. この選択約款の変更

- (1) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後の家庭用ガスセントラルヒーティング契約約款によるものとし、(3) 及び(4)のとおり、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。
- (2) お客さまは、(1) に定めるこの選択約款の変更に異議がある場合は、この選択約款による契約を解約することができます。
- (3) この選択約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、(4) に定める場合を除きます。
 - ① 供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示または電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
 - ② 契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
- (4) この選択約款の変更が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に関する費用負担以外の条件の変更等、その他のガス小売供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

3. 用語の定義

この選択約款において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1) 「家庭用ガス温水床暖房」とは、エネルギー源としてガスを使用し、温水を循環させて暖房を行う機能を有する熱源機により、床面下に設置した配管に温水を供給して暖房を行う機器をいいます。（以下「床暖房」といいます。）
- (2) 「家庭用ガス温水浴室暖房乾燥機」とは、エネルギー源としてガスを使用し、温水を循環させる機能を有する熱源機により温水を供給して、浴室の暖房乾燥を行う機器をいいます。（以下「浴室暖房乾燥機」といいます。）
- (3) 「家庭用セントラルヒーティングシステム」とは、エネルギー源としてガスを使用し、放熱器を複数接続する機能を有する熱源機により、放熱器に温水を供給して暖房を行う家庭用のシステムをいいます。なお、ファンヒーターは含まれません。
- (4) 「専用住宅」とは、居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅をいい、「併用住宅」とは、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分と居住の用に供されている部分とが結合している住宅をいいます。
- (5) 「消費税等相当額」とは、消費税法に基づき消費税が課される金額に、消費税法に基づく税率を乗じて得た金額、および地方税法に基づき地方消費税が課される金額に、地方消費税法に基づく税率を乗じて得た金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

(6)「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。なお、この選択約款においては10パーセントとします。

4. 適用条件

この選択約款は、次の全ての条件を満たし、お客さまが、この選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

- (1) 床暖房、浴室暖房乾燥機、セントラルヒーティングシステムのいずれかの機器を使用すること。
- (2) 1需要場所におけるガスマーターの能力が、16立方メートル毎時以下であること。
- (3) 専用住宅、もしくは併用住宅にて使用すること。

5. 契約の締結

- (1) この選択約款にもとづく契約の締結を希望されるお客さまは、当社が定める申し込み方法により、当社に申し込んでいただきます。
- (2) この選択約款にもとづく契約は、当社がお客さまからの申し込みを承諾した日（以下「契約成立日」といいます。）に成立いたします。
- (3) 契約期間は、契約成立日以降最初の定例検針日（契約成立日と定例検針日が同日の場合を含みます。）の翌日から、この選択約款適用開始の日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。）の最後の定例検針日までといたします。ただし、契約成立日が新たにガスの使用を開始する日（以下「使用開始日」といいます。）以前の場合は、使用開始日から、この選択約款適用開始の日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。）の最後の定例検針日までといたします。
- (4) 契約期間が満了する定例検針日以前に解約の申し込みがない場合、この選択約款にもとづく契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。この場合、当社は、その旨をお客さまにお知らせいたします。
- (5) 当社は、この選択約款にもとづく契約をその契約期間満了前に解約されたお客さまから、同一需要場所においてこの選択約款または他の選択約款にもとづく契約の申し込みがなされた場合であって、その契約の開始日が当該解約の日から1年に満たない日となる場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による解約の場合はこの限りではありません。
- (6) 当社は、この選択約款にもとづく契約を締結されているお客さまから、その契約期間満了前に他の選択約款にもとづく契約への変更の申し込みがなされた場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。
- (7) 当社は、お客さまが当社との他の契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金を、それぞれの契約に定める支払期限日を経過しても支払われていない場合は、この選択約款にもとづく契約の申し込みを承諾できないことがあります。

6. 使用量の算定

当社は、当社（導管部門）より通知を受けた使用量をお客さまへ通知いたします。また、当社（導管部門）は、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスマーターの読みによりその使用量を算定いたします。

ただし、当該月の検針日以降、当該月内に解約を行った場合には、当該月の検針日および解約を行った日のガスマーターの読みにより算定いたします。

7. 料 金

- (1) 料金は、一般ガス小売供給約款に規定する支払義務発生日の翌日から起算して30日以内にお支払いいただきます。ただし、支払義務発生日の翌日から起算して30日目（以下「支払期限日」といいます。）が一般ガス小売供給約款に規定する休日の場合には、その直後の休日でない日を支払期限日といたします。
- (2) お客様が支払期限日を経過してもなお料金を支払われない場合は、当社は、支払期限日の翌日から支払いの日までの期間に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、次の場合には延滞利息は申し受けません。
- ① 料金を口座振替により支払われる場合で、当社の都合により料金を支払期限日の翌日以降にお客さまの口座から引き落とした場合
 - ② 料金を支払期限日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合
- (3) 延滞利息は、次の算式により算定した金額といたします。なお、本体料金は、料金からその料金に含まれる消費税等相当額を除いたものとし、消費税等相当額の算定方法は、一般ガス小売供給約款の規定に従うものといたします。

算定の対象となる本体料金×支払期限日の翌日から支払いの日までの日数
× 0.0274パーセント （1円未満の端数切り捨て）

- (4) 延滞利息は、原則として、お客様が延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせてお支払いいただきます。

8. 単位料金の調整

- (1) 当社は、毎月、(2) ②により算定した平均原料価格が(2) ①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表2. の各料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して料金を算定いたします。
- なお、調整単位料金の適用基準は、別表1. (2) のとおりといたします。

- イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき
調整単位料金（1立方メートル当たり）
= 基準単位料金 + 0.077 × 原料価格変動額 / 100円 × (1 + 消費税率)
- ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき
調整単位料金（1立方メートル当たり）
= 基準単位料金 - 0.077 × 原料価格変動額 / 100円 × (1 + 消費税率)

（備 考）

上記の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨てます。

- (2) (1) の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

- ① 基準平均原料価格（トン当たり）
93,290円
- ② 平均原料価格（トン当たり）
別表1. (2) に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たり LNG 平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。）及びトン当たり LPG 平均価格（算定結果の1

0円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。)をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

(算式)

平均原料価格

$$= \text{トン当たり LNG 平均価格} \times 0.9530$$

$$+ \text{トン当たり LPG 平均価格} \times 0.0585$$

(備考)

トン当たり LNG 平均価格及びトン当たり LPG 平均価格は、当社の本社及び営業所に掲示いたします。

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算式)

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格}$$

9. 契約の変更又は解約

(1) お客様のガス使用計画に変更がある場合、又は2(2)によりこの選択約款が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこのガス使用契約を変更又は解約することができるものといたします。

(2) 当社および当社(導管部門)に契約違反があった場合、又はお客様に契約違反があった場合(4の適用条件を満たさなくなった場合を含みます。)には契約期間中であっても、相互にこのガス使用契約を解約できるものといたします。

10. 設置の確認

(1) 当社は、床暖房、浴室暖房乾燥機、セントラルヒーティングシステムが設置されているかどうかを確認させていただく場合があります。この場合は、正当な事由がない限り、住宅への立ち入りを承諾していただきます。万一、立ち入りを承諾していない場合、当社はこの選択約款適用の申し込みを承諾しない、又は速やかにこの選択約款のガス使用契約を解約し、解約の日以降一般ガス小売供給約款を適用いたします。

(2) 床暖房、浴室暖房乾燥機、セントラルヒーティングシステムを取り外した場合は、ただちにその旨を当社へ連絡していただきます。

11. その他

その他の事項については、一般ガス小売供給約款を適用いたします。

付則

1. この選択約款の実施期日

この選択約款は、令和8年4月1日から実施いたします。

2. この選択約款の実施に伴う切り替え措置

- (1) 当社は、令和8年4月末日までに支払義務が発生したガス料金につきましては、令和8年3月31日まで適用の家庭用ガスセントラルヒーティング契約約款に基づき算定するものといたします。
- (2) 当社は、(1)により算定した料金の一部を、この選択約款に基づき算定した料金とともに請求させていただく場合があります。

(別 表)

1. 料金及び消費税等相当額の算定方法

- (1) 料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。従量料金は、基準単位料金又は8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (2) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。
- ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日(うるう年は2月29日)に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- (3) 料金に含まれる消費税等相当額は、次の算式により算定いたします。(小数点以下切り捨て)

$$\text{料金に含まれる消費税等相当額} = \text{料金} \times \text{消費税率} \div (1 + \text{消費税率})$$

2. 料金表（家庭用ガスセントラルヒーティング契約）

(1) 適用区分

- 料金表A 使用量が0立方メートルから18立方メートルまでの場合に適用いたします。
- 料金表B 使用量が18立方メートルを超える、
37立方メートルまでの場合に適用いたします。
- 料金表C 使用量が37立方メートルを超える、
139立方メートルまでの場合に適用いたします。
- 料金表D 使用量が139立方メートルを超える場合に適用いたします。

(2) 料金表（消費税等相当額を含みます。）

①料金表A

a. 基本料金

1か月につき	1, 210. 00円
--------	-------------

b. 基準単位料金

1立方メートルにつき	199. 47円
------------	----------

c. 調整単位料金

bの各基準単位料金をもとに、8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金とします。

②料金表B

a. 基本料金

1か月につき	1, 408. 00円
--------	-------------

b. 基準単位料金

1立方メートルにつき	188. 48円
------------	----------

c. 調整単位料金

bの各基準単位料金をもとに、8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金とします。

③料金表C

a. 基本料金

一か月につき	2, 035. 00円
--------	-------------

b. 基準単位料金

1立方メートルにつき	171. 52円
------------	----------

c. 調整単位料金

b の各基準単位料金をもとに、8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金とします。

④料金表D

a. 基本料金

1か月につき	4, 378. 00円
--------	-------------

b. 基準単位料金

1立方メートルにつき	154. 67円
------------	----------

c. 調整単位料金

b の各基準単位料金をもとに、8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金とします。